

令和5年1月26日（木）

令和5年第1回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。今回2人の委員から欠席の旨の報告が
あります。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、7番：砂川明寛委員、8番：喜屋武 隆委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 2 番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場の南側に位置し、転用から 3 年が経過していて、昨年 1 2 月に畑に戻した土地で、譲受人はサトウキビ栽培を行っています。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は宮古徳州会病院の南側 4 0 0 m に位置し、譲受人は公務員退職後妻と一緒に農業している。機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 3 番から 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 4 番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は来間島の西側のシーウッドホテルの南側 2 0 0 m に位置し、譲受人は宮古馬を飼育していて、牧草栽培です。

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は来間島の西側のシーウッドホテルの南側 2 0 0 m に位置し、譲受人は海上保安員を退職して農業法人を設立してサトウキビ栽培です。

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は上野高田長立集落の東側に位置し、譲受人は海上保安員を退職して農業法人を設立してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 5 番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は宮古空港の西側アダナスの南側 1 0 m に位置し、譲受人は 5 0 年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は伊良部上水道ファームポンドの近辺一帯に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は宮古製糖伊良部工場から大栄生コン向けに位置し、譲受人はサツマイモ栽培です。

議 長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は福東集落センターの西側50mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は城辺七又風力発電設備の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は野原集落から南側200mに位置し、譲受人はライチ作栽培です。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は与那覇防災センターの南側500mに位置し、譲受人は8年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 1 2 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

~~~~~  
議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、6 件でございます。受付番号 1 3 番から 1 8 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 1 3 番から 1 8 番は、別紙参考資料 1 3 ページから 1 8 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 3 番と 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 2 番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は宮古製糖城辺工場から北ヘティダファームたらまから北側 1. 5 k m に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ、サトウキビ、サツマイモ栽培です。

奥浜委員：

受付番号 1 4 番の説明をいたします。場所は宮古製糖城辺工場から北ヘティダファームたらまから北側 1. 5 k m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 15 番と 16 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 14 番委員  
にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号 15 番の説明をいたします。場所は台湾家の北側に位置し、譲受人は  
カボチャ、サトウキビ栽培です。

受付番号 16 番の説明をいたします。場所は嘉手苧集落入口から沖縄製糖工場  
向けに位置し、譲受人はカボチャ、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 17 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員に  
お願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号 17 番の説明をいたします。場所は宮古空港前道路交差点の北側に位  
置し、譲受人は機械等も所有して牧草栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 18 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 1 区推進委員に  
お願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 18 番の説明をいたします。場所は JA 上野資材店から南側の日本ウ  
ェザリングテストセンターの南側に位置し、譲受人はカボチャ作栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条  
の規定による許可申請（賃貸借の設定）について」を原案のとおり決定してよろ  
しいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸貸借権の設定）は、1 件でございます。受付番号 19 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 19 番は、別紙参考資料 19 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の決定ならびに補足説明を上野 1 区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 19 番の説明をいたします。場所は市営豊原団地から南側に位置し、譲受人は新規就農で譲渡人から指導を受けながらサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸貸借権の設定）」受付番号 19 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

~~~~~

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。
受付番号20番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号20番から27番は、別紙参考資料20ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号20番から27番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。



議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号１番から８番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号１番の説明をいたします。場所は宮古島農業研究センターから北東３００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号２番の説明をいたします。場所は大福牧場の周辺北西７００ｍと南東３００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号３番の説明をいたします。場所は肉のさちやから北側３００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号４番の説明をいたします。場所は L.S 宮古島城辺発電所の南西５００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号５番の説明をいたします。場所は北中学校から東側６００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号６番の説明をいたします。場所は宮古島温泉から東側１ｋｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号７番の説明をいたします。場所は長北団地から西側１００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号８番の説明をいたします。場所は城東中学校から北西６００ｍに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

議 長： 次に受付番号９番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺３区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号９番の説明をいたします。場所は吉野集落の東側３００ｍに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、１２番・久保弘美委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第１２条「議事算用の制限」により、一時退席をお願いいたします。

《 １２番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第３号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第３議案第２号は原案のとおり決定いたしました。１２番委員の入室・着席を認めます。

《 １２番委員入室・着席 》

~~~~~

議 長： 次に、日程第４議案第３号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は２件でございます。受付番号１番から２番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は嘉手苧コミュニティーセンターから南側 3 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・カボチャ作栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 3 区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は大栄生コンから佐良浜集落向け 1 k m に位置し、譲受人は 4 0 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

現場調査報告をいたします。日時は令和5年1月11日（水曜日）に調査員として、6番：砂川佳弘委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時まで現地調査、午後4時から4時20分まで事務局にて調査内容調整会議、1月17日の内部審査会での4条申請3件、5条申請13件、合計16件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、比嘉集落の西側540mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 5 番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所はトラック協同組合の南側 1 0 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

a            はい、7 番委員

砂川委員：

この案件に対しては、以前議題として提出しようとしたましたが、出来ないと、受付もしないと言われたが、なぜ今回議案として提出されているのか。

議 長： はい、事務局より説明をお願いします。

上地事務局：

申請人からこの案件は難しい案件と思いますが、まず総会に上げて委員の皆さんの意見を聞いてほしいとの事で、提出してあります。

仲里委員：

決められたルール規則は守って不許可とした方が良いと思いますが。

議 長： 受付番号 2 番の案件は委員の皆様方の意見を尊重して不許可相当と判断します。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 5 番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は砂川公民館から北側 4 0 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第５議案第４号は原案どおり決定いたしました。

---

議 長： 次に、日程第５議案第５号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第５条第１項の規定による許可申請は、１６件でございます。  
受付番号１番から１６番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、受付番号１番から１６番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第５条第２項各号及び農地法施行規則第４７条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号１番の現地調査の結果ならびに説明を５番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は長浜公民館から北側230mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野陸上自衛隊宿舎の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号３番の説明をいたします。場所は久松漁港から西側１６０ｍに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第２種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が１０ｈａ未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明を５番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号４番の説明をいたします。場所は久松漁港から西側１６０ｍに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第２種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が１０ｈａ未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号５番の現地調査の結果ならびに説明を５番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号５番の説明をいたします。場所は伊良部佐良浜の鯖置団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第１種農地、周辺農地が概ね１０ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号５番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号６番の現地調査の結果ならびに説明を６番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号６番の説明をいたします。場所は与那覇防災センターの南側２５０mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第３種農地（４割街区）、街区に占める割合が４割を超える区画内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号６番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号７番の現地調査の結果ならびに説明を６番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は下地診療所から南側150mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（上下水道等）、上下水道が埋設されている幅員4m以上の道路沿いで概ね500m以内に2以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は比嘉集落の東側900mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は嘉手苧集落から上野陸上自衛隊宿舎向け 7 5 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は JTA ドームから東側 7 0 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 0 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は JA あたらず市場から高野集落向け 600m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野・段差等に囲まれた周辺農地が 10ha 未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 11 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号 12 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 12 番の説明をいたします。場所はあけぼの保育所から南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・商業用施設等が連たんする区域内的の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 12 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号１３番の現地調査の結果ならびに説明を６番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号１３番の説明をいたします。場所は伊良部結の橋学園の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第３種農地（４割街区）、街区に占める割合が４割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号１３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号１４番から１６番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号１４番から１６番の説明をいたします。場所は伊良部大橋から長山向けのホテル瑞兆の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第２種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が１０ｈａ未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号１４番から１６番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案とおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

12月2日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は史跡湧水ムイガーの東側に位置し、周囲は土地改良が行われた農地と原野化した場所の間に位置し、長年農地としての利用がなく、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 5 番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は城辺長間の太陽牧場の西側に位置し、周囲は長年、農地としての利用がなく、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。1 月 1 6 日に下地地区農地パトロールを行い、場所は JA 下地資材店交差点の東側に位置し、長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からのご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

議 長： はい4番委員

仲里委員：

4条・5条申請されている箇所に対しては、工事着工もされない状態であるので、申請者に対しては早めの着工を指導していければと思いますが。

議 長： 4条・5条申請の転用者に対しては期間内工期の着工を、事務局と一緒に指導して行きたいと思います。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員； 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会：

令和5年1月26日(木)

会 長 芳 山 辰 巳
7番委員 砂 川 明 寛
8番委員 喜 屋 武 隆

